

第四次愛媛県全県域生活排水処理構想

(案)



令和〇年〇月
愛 媛 県

第1章 構想の趣旨

- 1 構想の趣旨 1
- 2 目標年度 2
- 3 構想の策定方針 2

第2章 生活排水処理対策の現況と課題

- 1 生活排水処理施設の種類 3
- 2 生活排水処理施設の現況 4
- 3 生活排水処理施設からの発生汚泥 11
- 4 公共用水域の水質の現況 12
- 5 生活排水処理対策の課題 17

第3章 生活排水処理対策の目標

- 1 生活排水処理施設の整備計画 20
- 2 生活排水処理施設からの発生汚泥 29
- 3 汚水処理事業広域化・共同化計画 30
- 4 公共用水域の水質改善効果 32

第4章 生活排水処理対策の推進

- 1 生活排水処理対策の基本方針 34
- 2 具体的な施策の展開 35
- 3 各主体の役割 39
- 4 構想の進行管理 40

【参考資料】

- 1 国の補助制度について 41
- 2 汚水処理事業広域化・共同化計画について 43
- 3 汚泥の有効利用について 45
- 4 市町別処理形態人口の推移について 46

第1章 構想の趣旨

1 構想の趣旨

愛媛県は、美しい自然と豊富な水産資源を誇る瀬戸内海や宇和海に面しています。私たちは、このかけがえのない貴重な財産を後世に引き継いでいくため、これらの海域とそこに注ぎ込む河川の水質を保全し、快適でうるおいのある水環境を創造していかなければなりません。

現在、河川や海域の水質汚濁は、工場・事業場の排水規制の実施により過去に比べて改善されてきましたが、家庭から日常生活に伴い排出される生活排水については、排水処理施設の整備がいまだ十分でないなど対策が遅れており、水質に大きな負荷を与えています。

このため、本県では、平成9年度に「全県域下水道化基本構想（現愛媛県全県域生活排水処理構想）」を策定し、この構想をガイドラインとして生活排水処理施設整備を計画的に推進して参りました。

しかし、国・地方を問わない財政のひっ迫、過疎化や少子・高齢化の進展など、公共施設整備を取巻く社会環境は大変厳しくなっており、構想で示した整備計画の推進にも遅れが生じたことから、経済的で効率的な整備計画を再構築するため、平成15年度に第二次構想を、平成24年度に第三次構想を策定しました。

その結果、令和3年度末には、汚水処理人口普及率が82.1%に向上し、ほぼ目標値（令和4年度84.8%）を達成するなど、一定の効果を挙げてまいりましたが、全国平均（92.6%）と比較するとまだまだ低位にあり、今後とも、生活排水処理施設の一層の普及に向けた取組を進める必要があります。

このような状況の中、第三次構想が令和4年度末をもって目標年度を迎えることから、今後も計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を進めるため、県下全市町と連携し、新たに令和14年度を目標年度とした「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」を策定しました。



メモ

*汚水処理人口

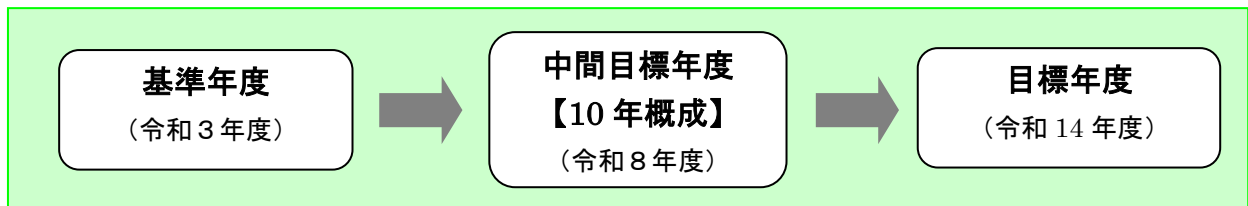
公共下水道等の集合処理施設処理区域内人口と合併処理浄化槽処理人口

$$*汚水処理人口普及率（\%） = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

2 目標年度

第四次構想は、令和3年度を基準年度とし、令和14年度を最終目標年度として、県内全域における生活排水処理施設の計画的な整備を促進します。

また、第三次構想で定めた汚水処理の10年概成目標年度（令和8年度）は、中間目標年度とします。



3 構想の策定方針

この構想は、各市町において広域的な観点から各種事業の特性に応じて分担を調整し、地域住民の理解の下に処理区域の設定や整備手法の選定を行う必要があることから、策定しています。

なお、原則として、これまでの方針を踏襲し、次の事項を第四次構想の策定に当たっての方針としました。

- ①構想は、県下全市町を対象とする。
- ②構想の目標年度は、令和14年度とする。
- ③構想は、地域間格差の是正や施設整備上の問題点、維持管理の方法、施設から発生する汚泥量等の現状と課題を十分把握したうえで策定する。
- ④個別汚水処理は、合併処理浄化槽方式とする。
- ⑤原則として、従来進めてきた施策（既存施設・既存計画）を踏襲しながら、適用可能なあらゆる事業制度を活用する。
- ⑥整備手法の選定に当たっては、地域特性、住民意向、緊急性、経済性及び管理の容易性を考慮し、最適な整備手法を選定する。
- ⑦県、市町及び県民による一体的な推進体制を確立するため、全県域の汚水処理施設整備に向けて講ずべき施策を体系的に提示する。

第2章 生活排水処理対策の現況と課題

1 生活排水処理施設の種類の種類

生活排水処理施設の整備は、国土交通省や農林水産省、環境省などが所管する国庫補助制度や県費補助制度を活用して推進しています。

また、生活排水処理施設の種類の種類は、集合処理と個別処理に大別され、図1のように分類されます。

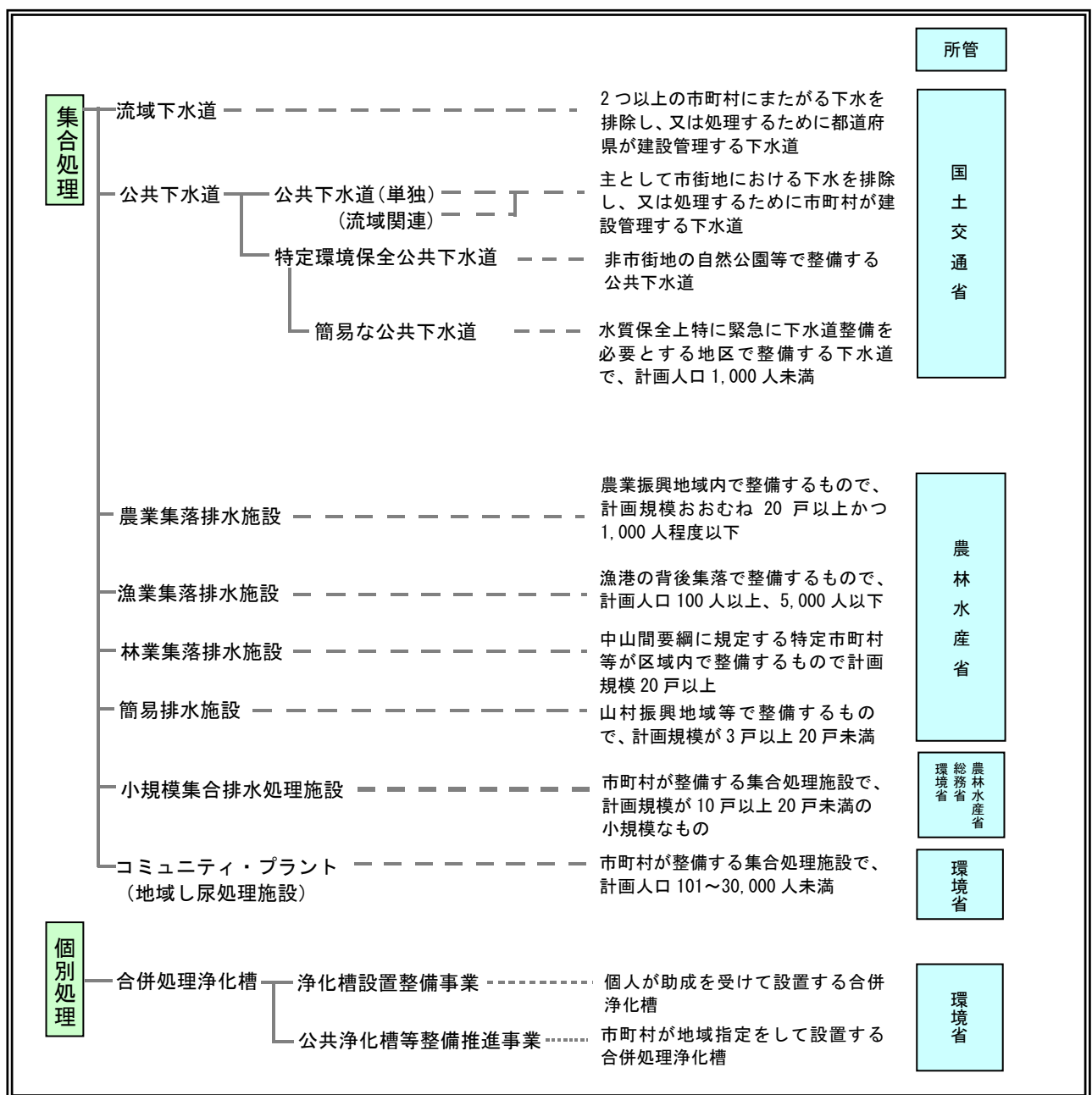


図1 生活排水処理施設体系図

2 生活排水処理施設の現況

(1) 生活排水処理施設別の事業実施状況

県内の令和3年度末における生活排水処理施設別の事業実施市町村数は、表1に示すとおりであり、県下20市町のうち、19市町で公共下水道等の集合処理事業に、全20市町で合併処理浄化槽の個別処理事業に取り組んでいます。

表1 生活排水処理施設別の事業実施市町村数

生活排水処理 施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度 (現況)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	17	23	15	15
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	8	12	6	6
	農 業 集 落 排 水 施 設	17	24	12	11
	漁 業 集 落 排 水 施 設	2	7	5	5
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1
	コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	6	7	5	4
集 合 処 理 実 施 市 町 村 数		35	44	19	19
個 別 処 理 実 施 市 町 村 数		37	54	20	20
生 活 排 水 処 理 施 設 整 備 事 業 実 施 市 町 村 数		53	68	20	20
全 市 町 村 数		70	70	20	20

備考 流域下水道、林業集落排水施設、小規模排水処理施設は県内では事業を実施していません。

各市町における生活排水処理施設別の事業実施状況は、表2のとおりであり、全20市町において、いずれかの生活排水処理事業を行っています。

表2 各市町における生活排水処理施設別の事業実施状況

(令和3年度末)

No.	市町名	下水道		農業集落排水施設	漁業集落排水施設	簡易排水施設	コミュニティ・プラント	浄化槽	
		公共下水道	特環下水道					個人設置	市町設置
1	松山市	○	○	○				○	
2	今治市	○	○	○	○		○	○	
3	宇和島市	○			○			○	
4	八幡浜市	○	○		○				○
5	新居浜市	○						○	
6	西条市	○						○	
7	大洲市	○		○				○	
8	伊予市	○	○	○		○		○	
9	四国中央市	○					○	○	
10	西予市	○		○				○	
11	東温市	○		○				○	
12	上島町		○	○			○		○
13	久万高原町	○		○					○
14	松前町	○						○	
15	砥部町	○		○				○	
16	内子町	○						○	
17	伊方町		○		○		○		○
18	松野町							○	
19	鬼北町			○					○
20	愛南町			○	○				○
合計		17		11	5	1	4	20	

凡例 ○ : 実施事業

(2) 生活排水処理施設数

令和3年度末における生活排水処理施設数は、表3に示すとおり117施設であり、第三次構想基準年度である平成23年度末と比較して11施設減少していますが、これは施設の統廃合等によるもので処理対象エリアに変更はありません。

表3 処理施設数

生活排水処理 施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
集 合 処 理	公 共 下 水 道	21	27	26	26
	特定環境保全公共下水道	8	12	13	12
	農業集落排水施設	21	51	63	57
	漁業集落排水施設	3	15	17	16
	簡易排水施設	1	1	1	1
	コミュニティ・プラント	8	9	8	5
合 計		62	115	128	117

(3) 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

令和3年度末の汚水処理人口（生活排水処理施設で汚水処理を行っている人口）は、表4及び図2に示すとおり1,095千人で、行政人口（住民基本台帳人口）に占める割合である汚水処理人口普及率は、82.1%となっており、平成23年度末と比較すると汚水処理人口で55千人、普及率で10.0%の増加となっています。

表4 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末	令和4年度末	
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度	第三次構想 目標値	推定値
行政人口		1,523	1,502	1,441	1,334	1,324	1,323
集合処理	公共下水道	365 (24.0%)	561 (37.3%)	686 (47.6%)	738 (55.3%)	749 (56.6%)	737 (55.7%)
	特定環境保全公共下水道	1 (0.04%)	12 (0.8%)	21 (1.4%)	18 (1.3%)	19 (1.5%)	18 (1.3%)
	農業集落排水施設	5 (0.3%)	29 (1.9%)	40 (2.8%)	33 (2.5%)	32 (2.4%)	32 (2.4%)
	漁業集落排水施設	2 (0.1%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
	簡易排水施設	0.05 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
	コミュニティ・プラント	8 (0.6%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
小計		381 (25.0%)	611 (40.7%)	758 (52.6%)	793 (59.4%)	805 (60.8%)	791 (59.8%)
合併処理浄化槽		91 (6.0%)	192 (12.8%)	282 (19.5%)	302 (22.6%)	317 (24.0%)	310 (23.4%)
汚水処理人口 (汚水処理人口普及率)		472 (31.0%)	803 (53.5%)	1,040 (72.1%)	1,095 (82.1%)	1,122 (84.8%)	1,101 (83.2%)

備考 行政人口は各年度末の住民基本台帳人口です。
()内の%は、行政人口合計に対する生活排水処理施設別の割合です。

令和3年度末の汚水処理人口を生活排水処理施設別に見ると、1,095千人のうち、集合処理人口は、793千人と72.4%を占め、合併処理浄化槽による個別処理人口は302千人で27.6%となっています。

また、集合処理の内訳では、公共下水道が738千人で集合処理人口の93.1%を占めています。

第三次構想における目標値（令和4年度）は、行政人口1,324千人に対し、汚水処理人口1,122千人、汚水処理人口普及率84.8%と計画していたところ、同年度末の見込みでは、行政人口1,323千人に対し、汚水処理人口は1,101千人、汚水処理人口普及率は、83.2%であり、ほぼ計画どおりの普及率となっています。

また、令和3年度末の生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率は、グラフに示すとおりであり、集合処理施設で59.5%、個別処理で22.6%、全体では、82.1%となり、平成23年度（第三次構想基準年度）の72.1%から10.0%向上しました。

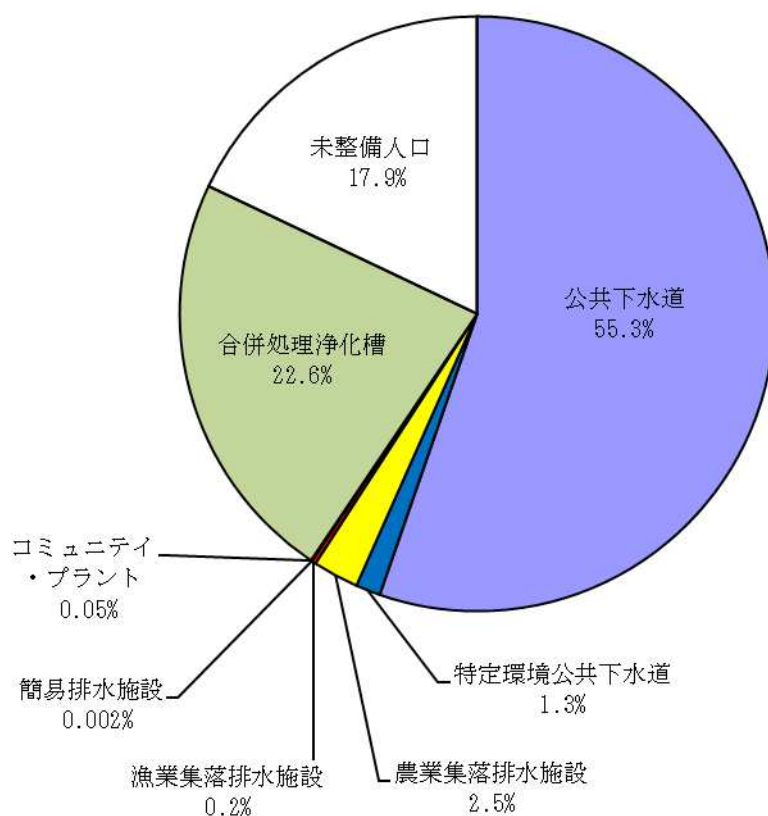


図2 生活排水処理施設割合（令和3年度末）

(4) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

令和3年度末における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図3に示すとおりです。

令和3年度末では、人口が集中している市においては、全市において汚水処理人口普及率が60%を超えているほか、11市中7市では80%を超えていますが、町においては、9町中2町が80%を超えているだけであり、中予地域及び東予地域で比較的高い汚水処理人口普及率を示しているものの、南予地域の汚水処理人口普及率は低く、特に松野町、愛南町では60%未満と、生活排水処理施設の整備が遅れています。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率は、図4に示すとおりおおむね人口規模が小さい市町ほど施設整備が進んでいない状況がうかがえます。

なお、汚水処理人口普及率の地域間の最大と最小の格差は、表6に示すとおりであり、施設整備の進展等により、市町別格差は第三次構想基準年度である平成23年度の2.7倍から令和3年度2.0倍、地域別格差は同じく1.4倍から1.4倍、人口規模別格差は同じく1.6倍から1.4倍と改善傾向となっています。

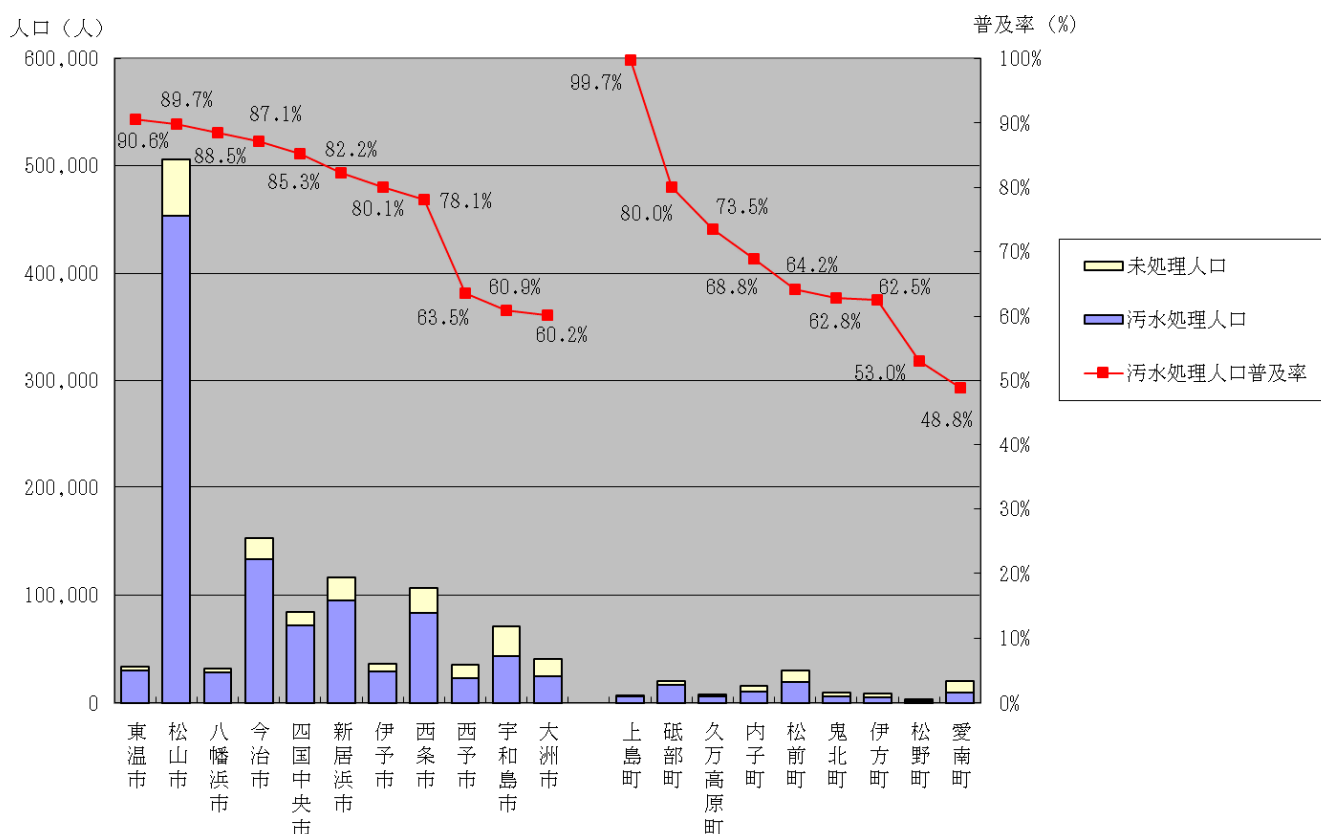


図3 市町別汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（令和3年度末）

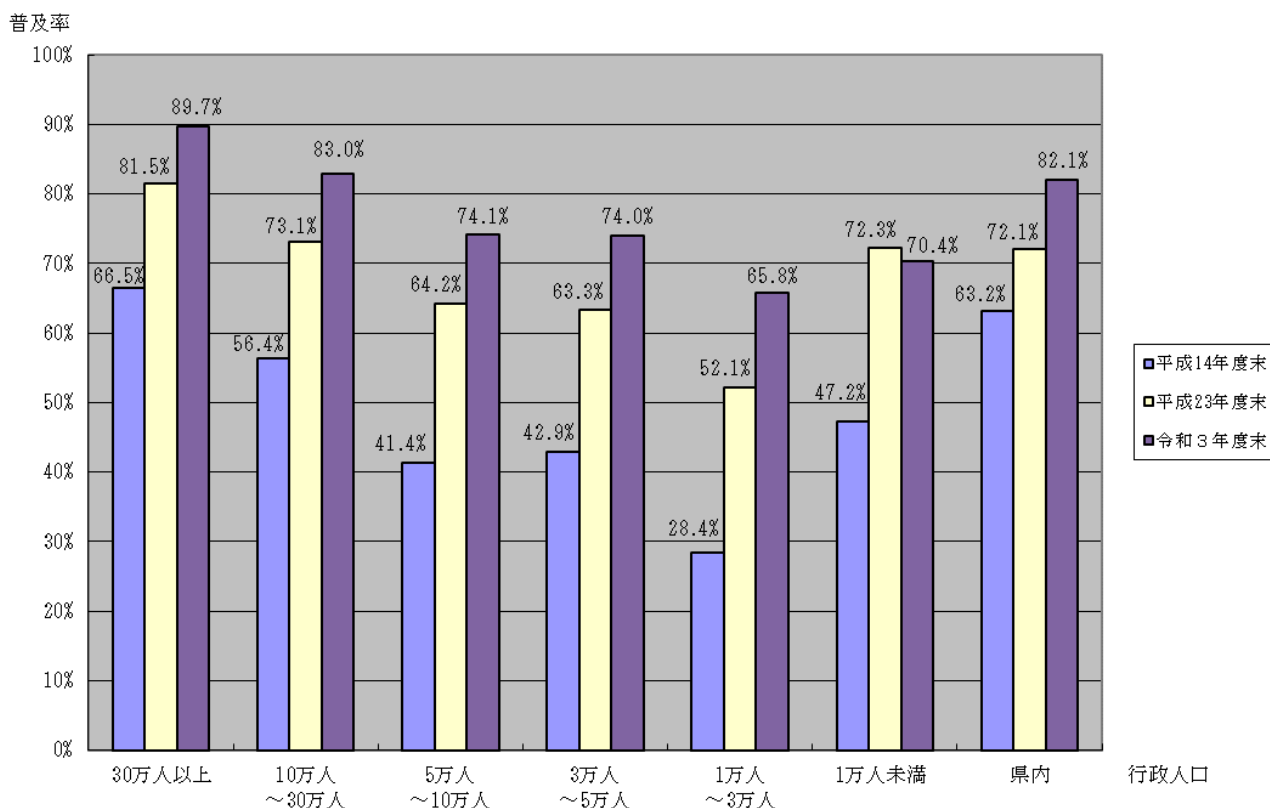


図4 人口規模別の汚水処理人口普及率

(注) 平成14年度の値は、市町村合併後の区分で算定しています。

表5 人口規模別市町一覧

(令和3年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
10万人～30万人	今治市・新居浜市・西条市
5万人～10万人	宇和島市・四国中央市
3万人～5万人	八幡浜市・大洲市・伊予市・西予市・東温市・松前町
1万人～3万人	砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表6 汚水処理人口普及率地域格差

(令和3年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	99.7% 上島町	48.8% 愛南町	2.0倍 (平成23年度2.7倍)
地区別普及率	87.5% 中予	64.4% 南予	1.4倍 (平成23年度1.4倍)
人口規模別普及率	89.7% 30万人以上	65.8% 1万人～3万人	1.4倍 (平成23年度1.6倍)

3 生活排水処理施設からの発生汚泥

令和3年度においては、表7に示すとおり、生活排水処理施設から2,489m³/日の汚泥（濃縮汚泥）が発生しており、このうち集合処理施設から1,706m³/日、合併処理浄化槽から353m³/日が発生しています。このほか、単独処理浄化槽から229m³/日、し尿処理場から201m³/日の汚泥が発生しています。

公共下水道の下水汚泥については、第五次えひめ循環型社会推進計画に基づき、バイオマス活用を進めているところであり、約半分（令和3年度推定活用率：53.9%）が肥料や土壌改良材等として再利用されています。

表7 生活排水処理施設別発生汚泥量

（単位：m³/日）

生活排水処理施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
集合処理	公共下水道（注）	711	1,186	1,487	1,649
	農業集落排水施設	6	47	68	53
	漁業集落排水施設	2	5	6	3
	コミュニティ・プラント	14	11	11	1
小計		733	1,249	1,573	1,706
合併処理浄化槽		124	247	271	353
生活排水処理施設計		857	1,496	1,844	2,059
単独処理浄化槽		412	306	332	229
し尿処理場		808	408	273	201
合計		2,077	2,210	2,450	2,489

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

4 公共用水域の水質の現況

本県では、水環境の保全を図るため、河川18水域、湖沼5水域、海域33水域において環境基準の類型指定を行い、定期的に水質測定を実施して環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場・事業場に対して各種の排水規制を実施しています。

また、生活排水による水質汚濁が進行している重信川、肱川、渡川などの水域については、関係する11市町を平成3年度から順次、生活排水対策重点地域に指定して、生活排水対策を計画的、総合的に推進するため生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の効率的な整備や生活排水対策の普及啓発等に努めています。

令和3年度の環境基準達成状況は、表8に示すとおりであり、河川94.4%、湖沼100%、海域63.6%※となっております。（図5、表9、表10参照）。

※令和3年度は、燧灘海域で大規模な赤潮が継続（108日間）して発生したことから、赤潮プランクトンの影響によりCODが高くなり、同海域の広範囲で環境基準が達成できなかった。

表8 公共水域環境基準達成率

	類型指定 水域数	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		達成 水域数	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)
河川	18	17	94.4	83.3	100
湖沼	5	5	100	100	100
海域	33	21	63.6	78.8	78.8



水質測定状況

【指標等の定義】

- 生活排水対策重点地域：生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるため、水質汚濁防止法に基づき県が指定した地域（県内6水域11市町）

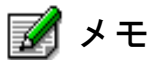
表9 水質基準地点における水質の現況（BOD）

（単位：mg/l）

河川名	基準地点名	環境基準		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		類型	基準値	第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
重信川	出合橋	A	2	8.5	4.3	2.1	1.0
肱川	生々橋	A	2	2.2	2.7	3.1	2.7
加茂川	加茂川橋	AA	1	0.7	0.8	0.5	<0.5
中山川	新兵衛橋	A	2	1.2	1.2	1.5	0.9
広見川	高知県境上流	A	2	0.6	1.0	0.8	1.2
銅山川	大古味橋	AA	1	0.9	1.2	0.8	<0.5
仁淀川	高知県境上流	AA	1	<0.5	0.6	<0.5	0.6
蒼社川	かんべ橋	A	2	1.5	1.1	0.6	0.6
岩松川	三島	AA	1	1.0	<0.5	0.8	0.7

備考 75%値を記入しています。

<0.5は0.5未満です。



メモ

○水質汚濁の環境基準

水質汚濁の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が水域の利用目的、現状水質等を考慮して指定を行っています。

水域区分	類型	項目	基準
河川	AA	BOD (生物化学的酸素要求量)	1 mg/l 以下
	A		2 mg/l 以下
	C		5 mg/l 以下
湖沼	A	COD (化学的酸素要求量)	3 mg/l 以下
	B		5 mg/l 以下
海域	A		2 mg/l 以下
	B		3 mg/l 以下
	C		8 mg/l 以下

○75%値

75%値とは、日間平均値の全データ（n個）をその値の小さなものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。河川のBODや海域のCODについて、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%値を使います。

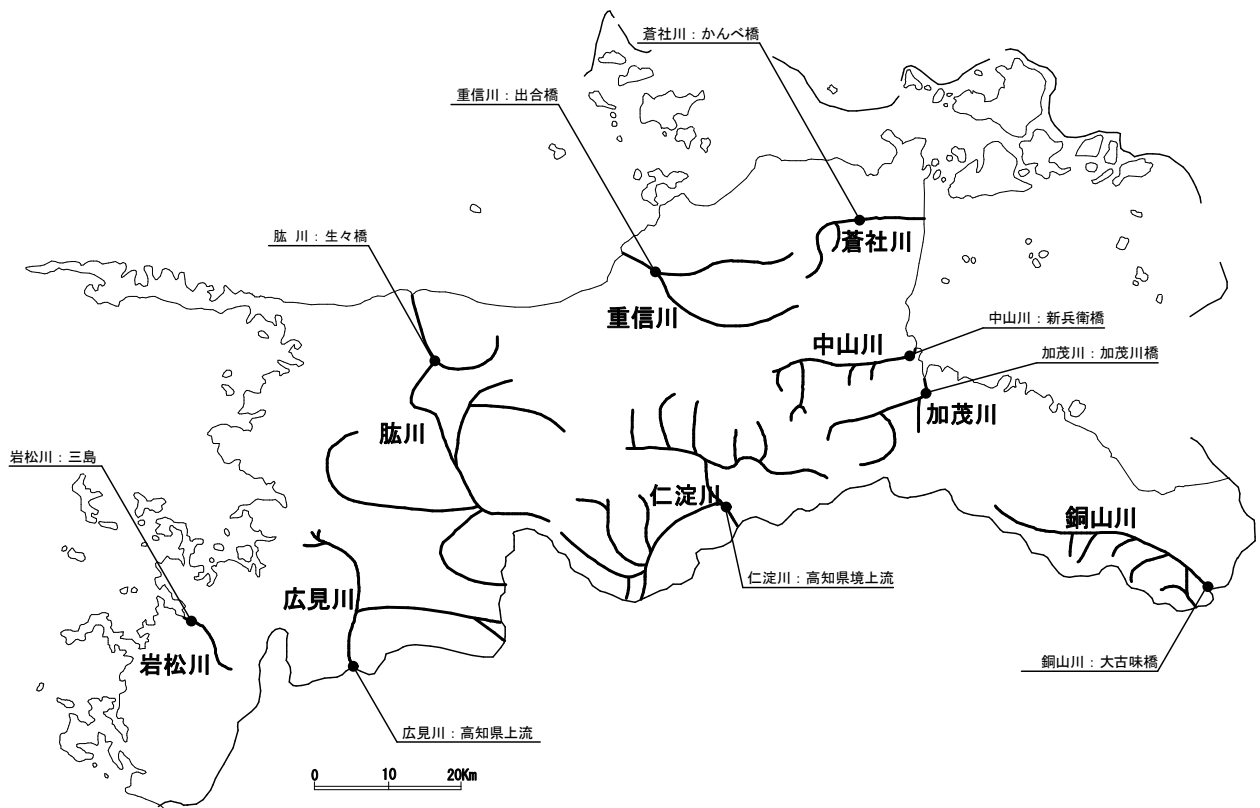


図5 水質基準地点位置図

表10 環境基準の達成状況

1. 河川 (BOD)

水域統一番号	類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準地点数	環境基準達成状況(年度)																																		
						H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3								
1	石手川(甲)	C	ロ	49	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	石手川(乙)	AA	イ	49	2	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		
3	重信川(甲)	A	ロ	49	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	重信川(乙)	AA	イ	49	3	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	肱川水域(甲)	A	ロ	50	10	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
6	肱川水域(乙)	AA	イ	50	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	加茂川水域	AA	イ	51	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	中山川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	中山川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	廣見川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	廣見川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	三間川水域	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	銅山川水域	AA	イ	52	2	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	仁淀川(甲)	AA	イ	52	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	仁淀川(乙)	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	蒼社川(甲)	AA	イ	53	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	蒼社川(乙)	A	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	岩松川水域	AA	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成水域数					(42)	14	14	15	14	13	15	13	12	13	15	14	15	15	17	13	13	15	16	16	17	17	16	17	17	18	15	17								
類型指定水域数						18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
達成率(%)					—	78	78	83	78	72	83	72	67	72	83	78	83	83	94	72	72	83	89	89	94	94	89	94	94	100	83	94								

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

2. 湖沼 (COD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																															
						H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3					
501	鹿野川湖	B	イ	50	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
502	黒瀬ダム貯水池	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
503	柳瀬ダム貯水池	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
504	新宮ダム貯水池	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
505	面河ダム	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数					(6)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
達成率(%)						100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

3. 海域 (COD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																															
						H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3					
605	伊予三島・土居海域	A	イ	47	5	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×		
610	新居浜海域丙	A	ロ	47	6	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×		
615	西条海域丙	A	ロ	47	3	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
619	東予海域丙	A	イ	47	2	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
628	伊予灘(一般)	A	イ	49	29	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
631	宇和海(一般)	A	イ	49	33	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
632	燦灘北西部	A	イ	49	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
636	燦灘東部	A	ロ	49	3	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
608	沢津漁港	B	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
609	新居浜海域乙	B	ロ	47	3	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
612	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×		
613	西条海域甲	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
617	東予海域甲	B	ロ	47	2	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
618	東予海域乙	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
620	河原津漁港	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
622	三津内港(乙)	B	イ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
624	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
625	和気港	B	ロ	49	1	×	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
626	松山外港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
627	松前港	B	ロ	49	1	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
629	八幡浜港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
630	宇和島港	B	ロ	49	2	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
635	三島・川之江地先海域(3)	B	ロ	13	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
638	三島・川之江地先海域(4)	B	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	×		
606	新居浜航路泊地	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
607	新居浜海域甲	C	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
611	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
616	東予港壬生川地区	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
621	三津内港(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
623	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
633	伊予三島港	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
634	三島・川之江地先海域(1)	C	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
637	三島・川之江地先海域(2)	C	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数					116	27	26	27	27	27	28	24	20	24	23	27	27	29	27	32	29	25	28	29	30	28	25	27	24	26	26	21					
達成率(%)					—	87	84	87	87	87	90	77	65	73	70	82	82	88	82	97	88	76	85	88	91	85	76	82	73	79	79	64					

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

5 生活排水処理対策の課題

(1) 生活排水処理施設の整備財源の計画的確保と効率的執行

県内の市町の財政力指数（令和2年度）は、県全体で0.43、市平均で0.52、町平均で0.33と、財政的に脆弱な市町が多く、国・地方を問わない行財政改革が進められる中で、生活排水処理施設整備を円滑に推進するためには、市町行政における政策的位置付けを高めるとともに、国庫補助金等の財源の計画的な確保に努める必要があります。

また、人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来など、近年、汚水処理事業の経営環境は厳しさを増していることから、地域の状況に応じた集合処理区の適切な設定、整備手法の効果的選定はもとより、汚水処理施設の広域化や汚泥処理の共同化など、コスト削減に努めることが大切です。



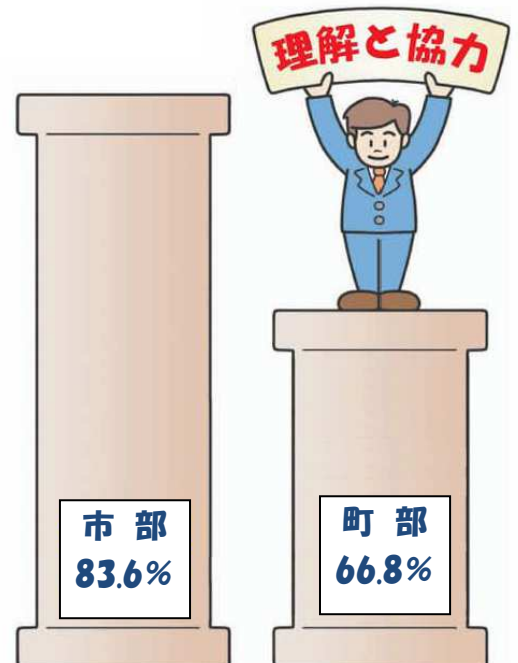
(2) 生活排水処理施設の地域間格差の解消

汚水処理人口普及率は、従来から指摘されているとおり市町間の格差が生じており、概ね山間部や南予地域で、整備の遅れが見られます。このような格差は、同一市町内における住民サービスの地区間格差につながることも懸念されます。

このため、人口集積の小さい地域にあっても、地域住民の理解と協力を得ながら、合併処理浄化槽や農業・漁業集落排水施設整備事業を活用して、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組む必要があります。

また、より低コストで効率的な生活排水処理施設の整備、管理が進められるよう、事業種別間での共同化等を検討することも大切です。

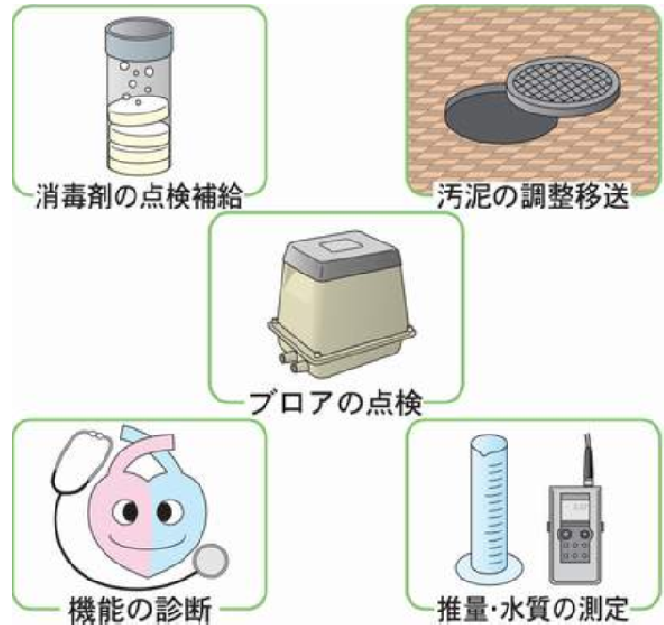
令和3年度 市部・町部別汚水処理人口普及率



(3) 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化

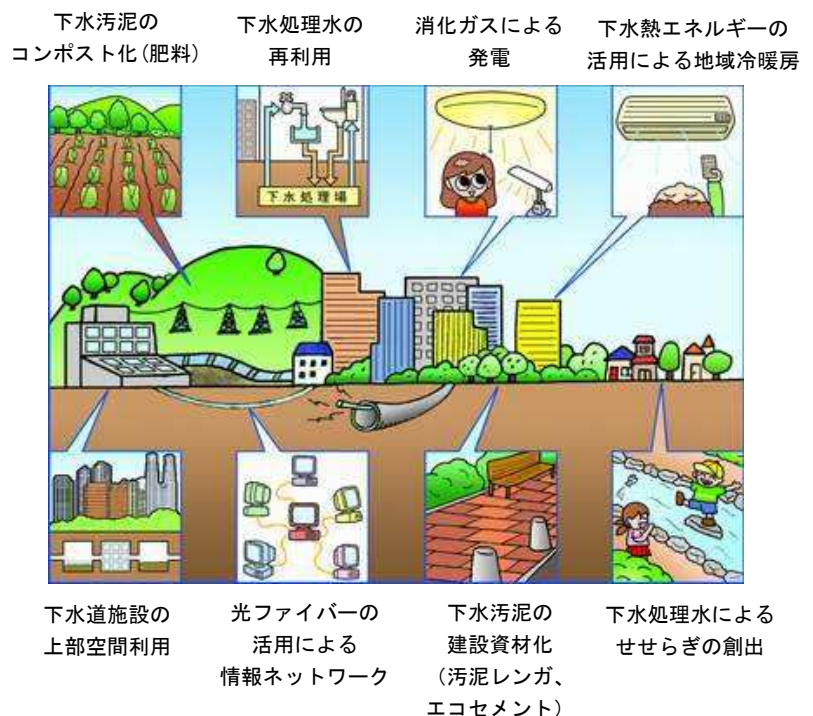
生活排水処理施設は、日常の維持管理を適切に行うことにより、初めてその効果が発揮されるものであり、各市町において総合的・効率的な維持管理体制を確立するとともに、個人設置の浄化槽についても定期検査の受検を促進する必要があります。

また、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な生活排水処理サービスを持続的に提供することが重要であることから、各市町では、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施する必要があります。



(4) 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の適正処理

生活排水処理施設の整備とともに、発生する汚泥や処理水も増加が見込まれており、汚泥のバイオマスやエネルギー資源としての有用な利活用や、処理水の循環利用方策等について検討し、適正処理を図る必要があります。



(5) 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進

台所や風呂等から排出される生活雑排水は、身近な河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

このため、廃食用油の処理や洗剤の適正使用等について地域住民への啓発を行うなど、生活排水処理施設の未整備地域においても、地域ぐるみで水質浄化への取り組みが進められるよう、対策を推進する必要があります。

